

ふるさとと納税制度について

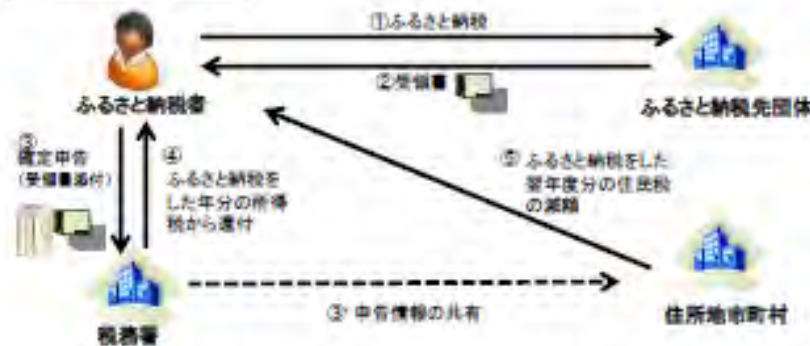
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続(原則)



※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

ふるさと納税制度の大学への活用事例

[ふるさと納税制度]

1. 対象

任意の地方公共団体（都道府県・市区町村）（注）

（注）地方公共団体が国立大学や研究開発法人を支援することは制度的に可能。

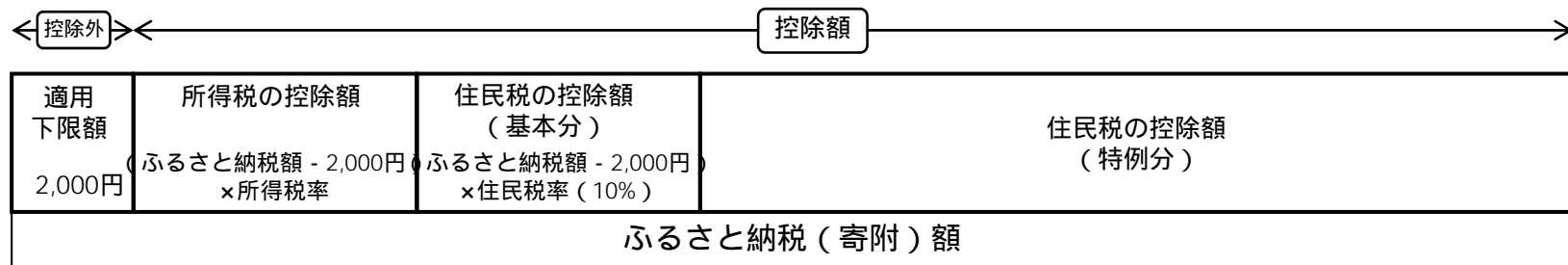
2. 優遇措置を受けるための手続き

- ふるさと納税（寄附）の翌年に、確定申告を行う（給与所得者等に確定申告を不要とする特例あり）

3. 優遇措置の内容

- 地方公共団体に対して寄附をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

【税制措置のイメージ】



[居住地の地方公共団体に納める所得税・個人住民税の一部を、寄附先の地方公共団体に付け替える仕組み]

【ふるさと納税制度を活用した大学への寄附の事例】

- 国立大学法人香川大学（三木町）
- 大阪府立大学・大阪府立工業高等専門学校（大阪府）
- 大阪市立大学（大阪市）

地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の大学・研究開発法人への適用について

1. 対象

地方公共団体が策定する地方版総合戦略に位置づけられた事業（注1）。

（注1）この事業には、国立大学や研究開発法人に関わるものを含めることが可能。

2. 手続き

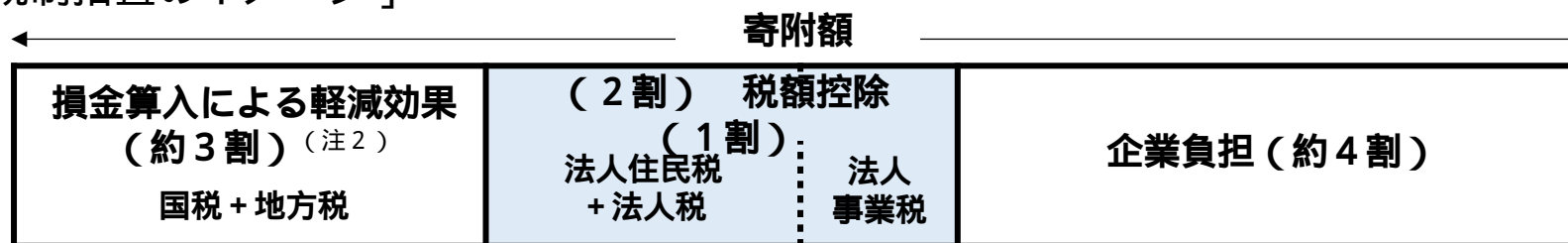
地方公共団体が1.の事業について、地域再生計画に明記し、国（内閣府）の認定を受ける。

で認定を受けた事業に対する企業の寄附に、税の優遇措置が受けられる。

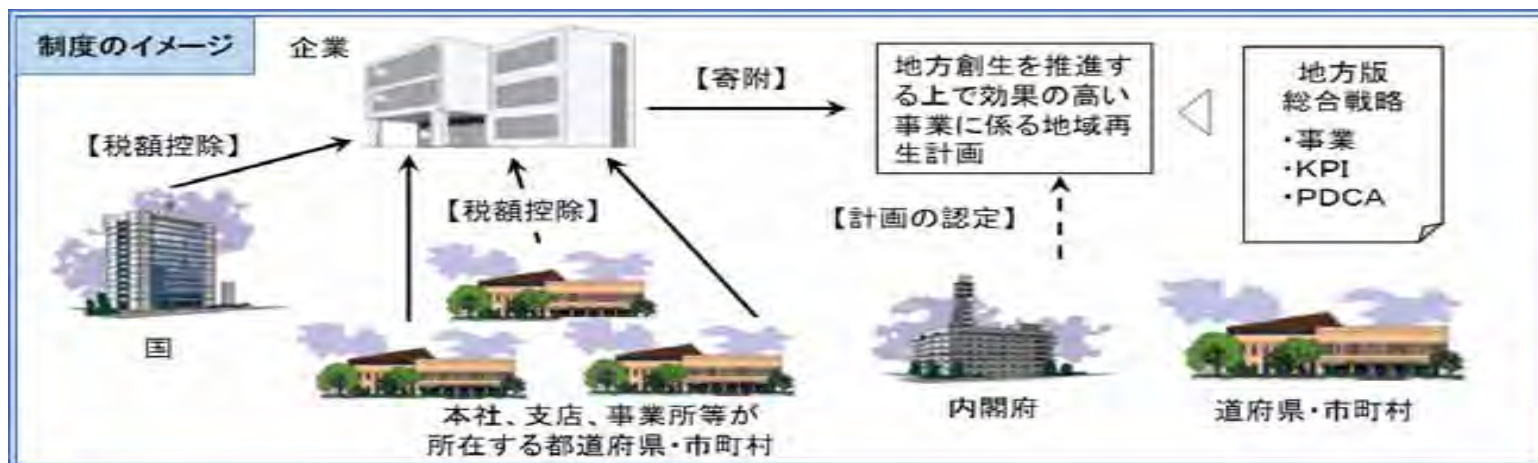
3. 優遇措置の内容

- 損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除が措置される。

[税制措置のイメージ]



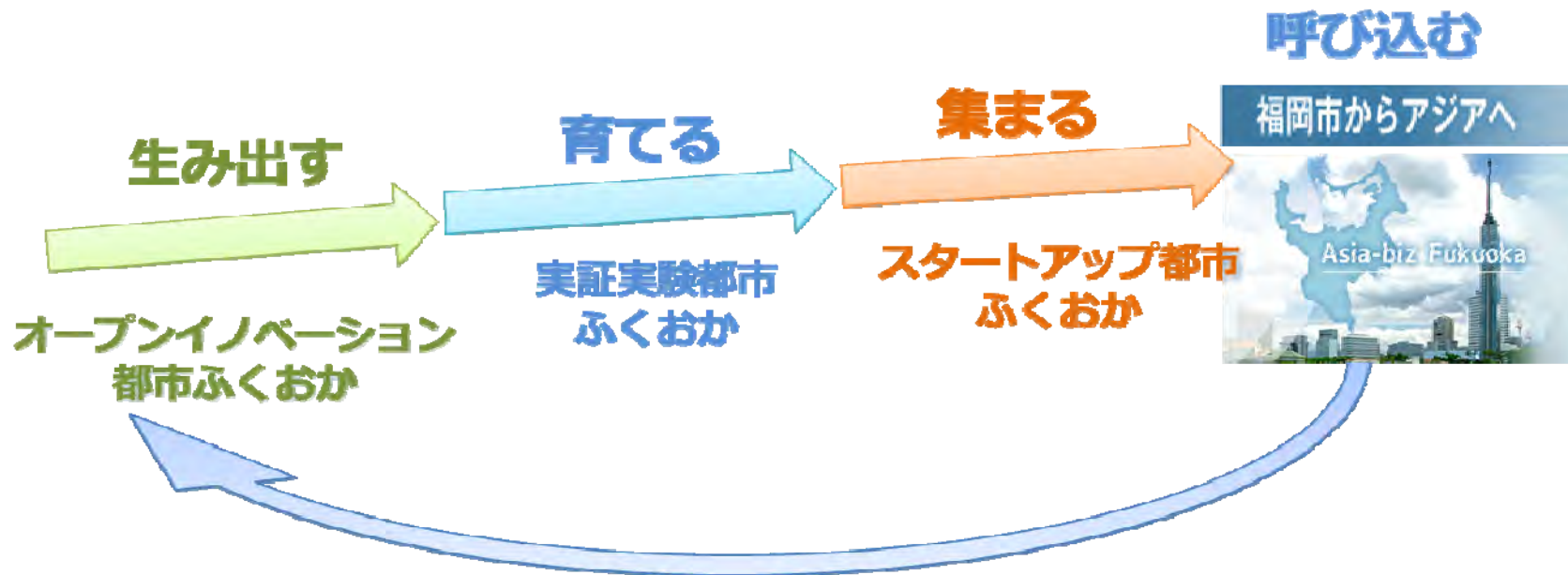
（注2）企業から地方公共団体への寄附は、全額が損金算入され、寄附額の約3割（法人実効税率）相当の税の軽減効果。





自治体の役割 1

◆新産業の振興から、スタートアップ・企業誘致につながるエコシステム



地域のオープンイノベーションの推進やテストベッドの提供などを通して、スタートアップの支援、企業誘致につなげる体制を構築する。



自治体の役割 2

オープン
イノベーション



実証実験

自治体は、場づくり、コーディネータ役として、
大学や企業の協力を得ながら、地域の
イノベーション創出に向けて取り組んでいる。

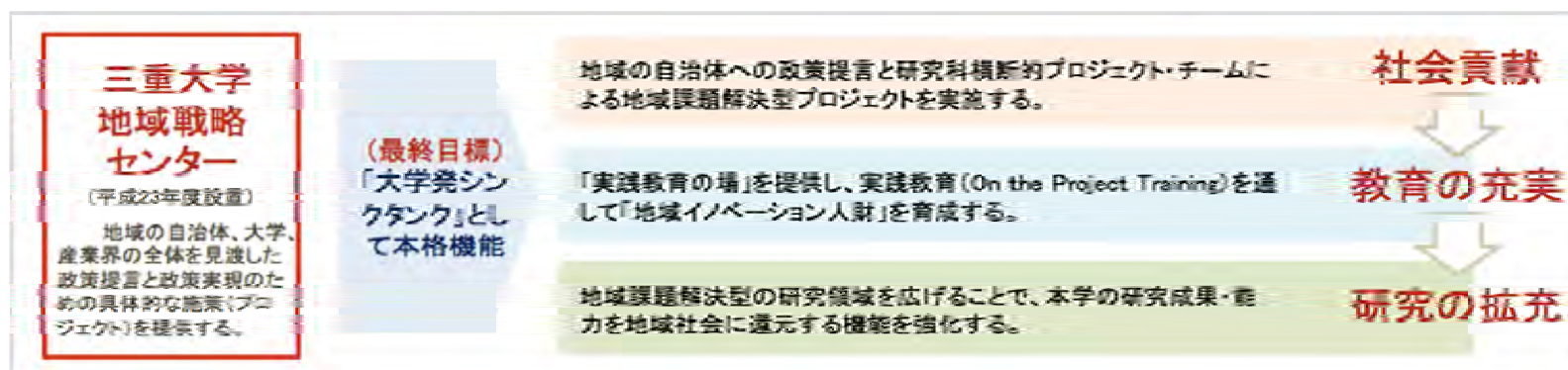
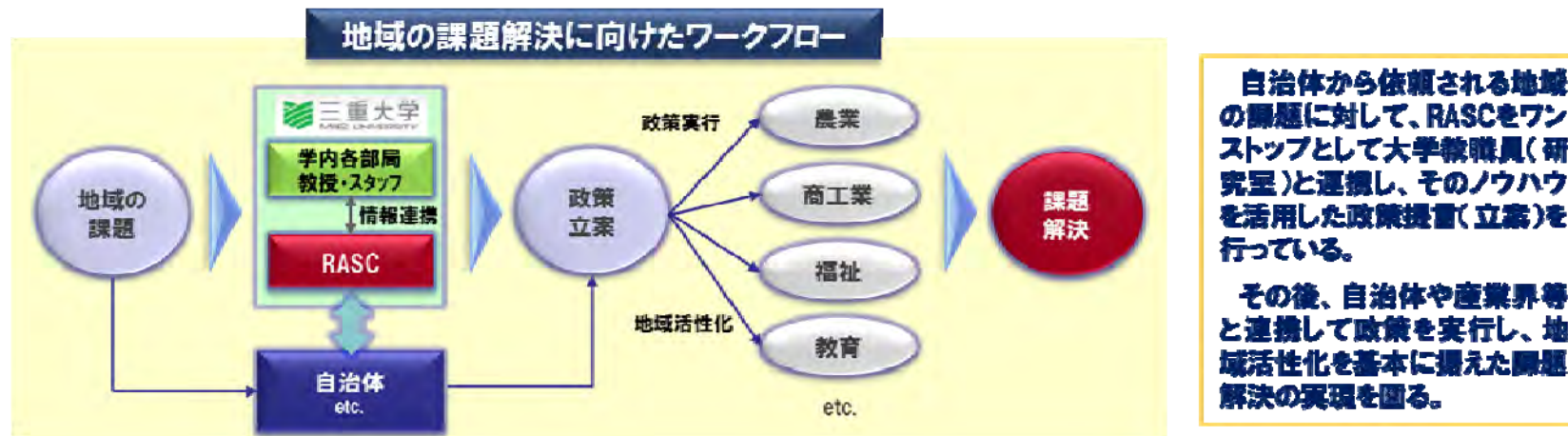
大 学



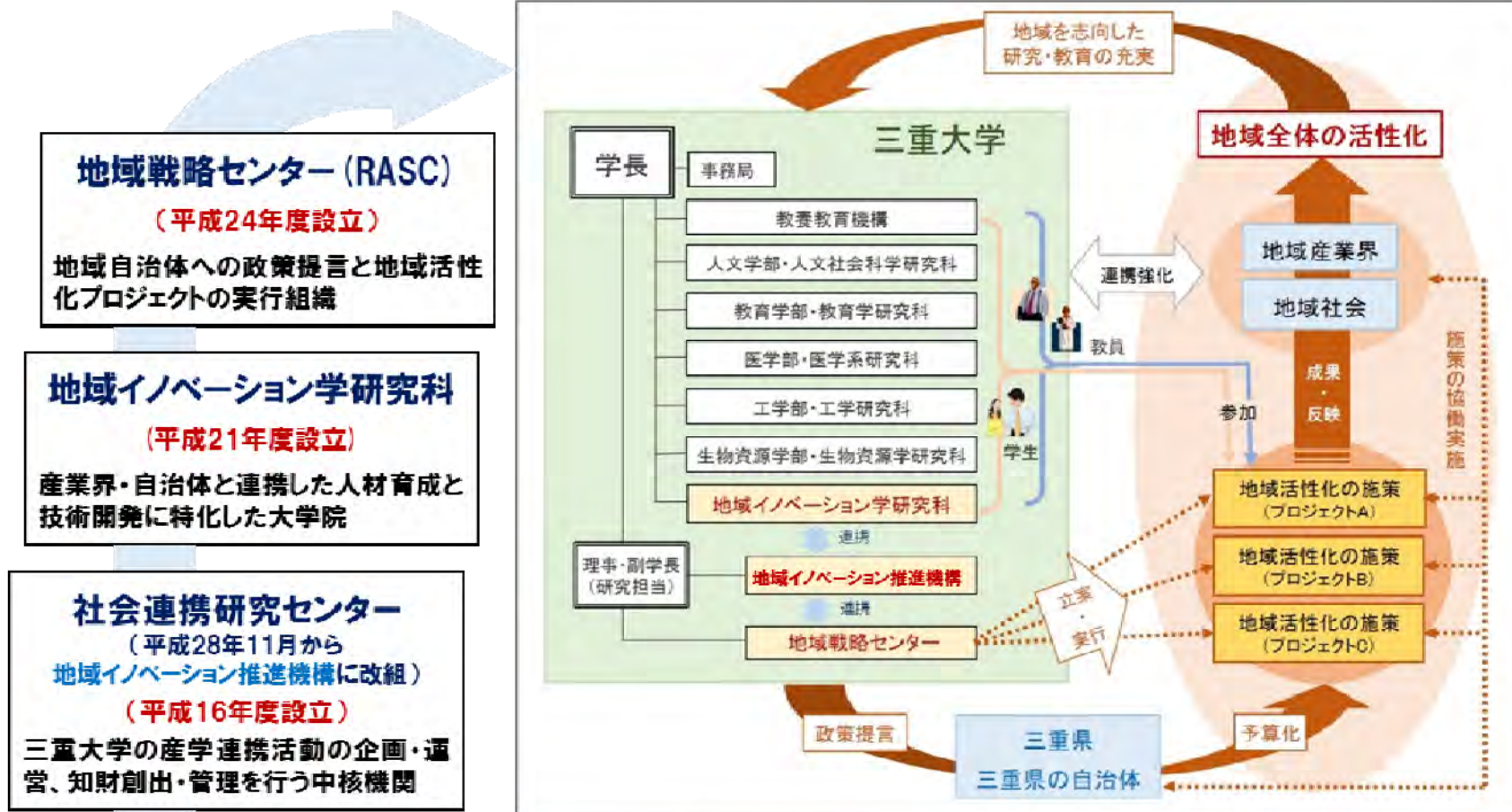
企 業

三重大学地域戦略センターの設置（平成23年）

三重大学は、地域自治体、産業界の全体を見渡した政策提言と政策実現のための施策(プロジェクト)を提供する地域シンクタンクとして2011年4月に「**三重大学地域戦略センターRegional Area Strategy Center : RASC(ラスク)**」を設置した。RASCは、地域イノベーション大学を指向する三重大学の社会連携の要として、地域活性化に資することを目的とした大学発のシンクタンクであり、大学が持つ知を活用し、自治体、産業界等と連携して、地域が抱える課題に対しての政策提言および施策展開を行っている。



産学官連携の「三重大学スタイル」



大学の基本的な目標

三重の力を世界へ
地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。
～ 人と自然の調和・共生の中で ～

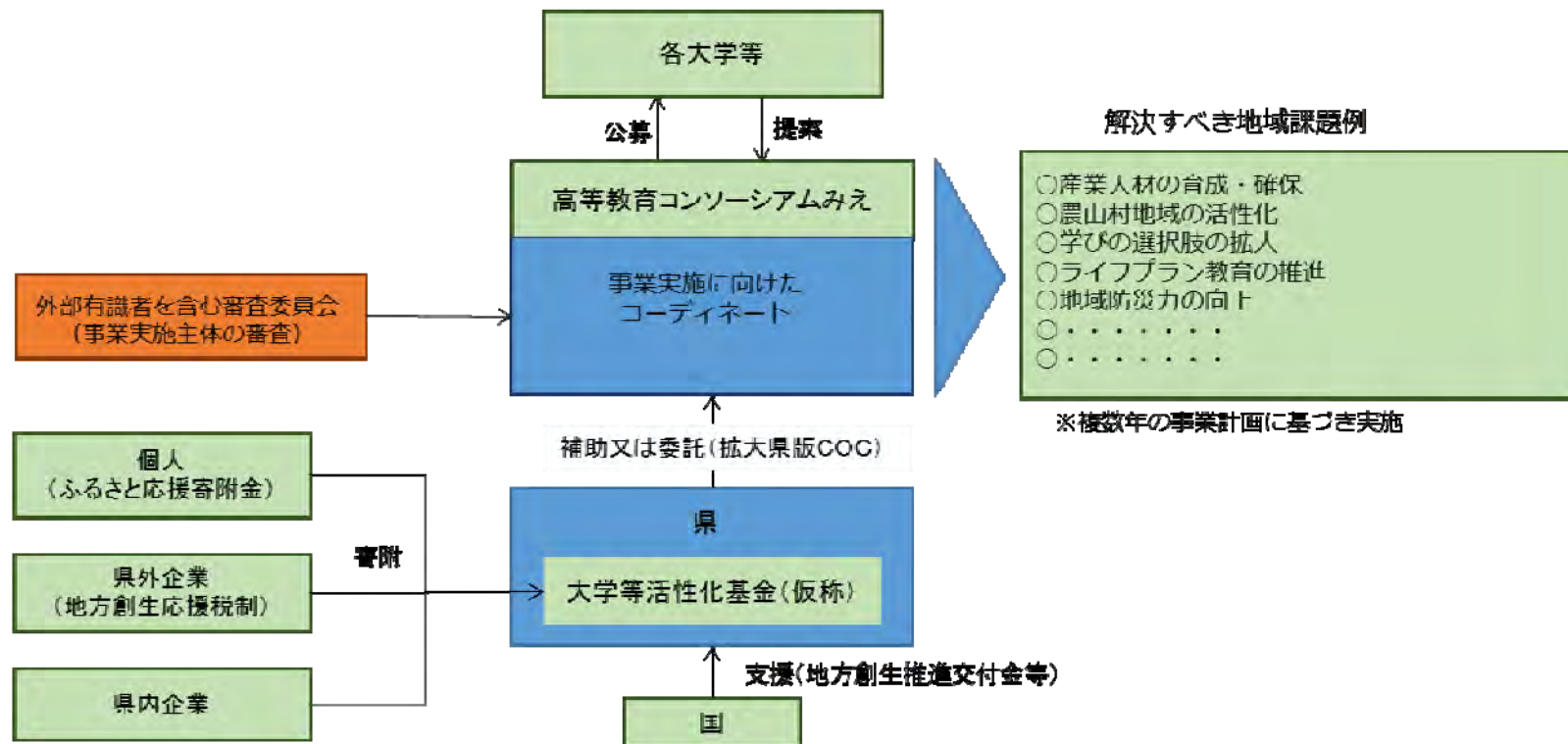
地方創生の視点からの大学活性化の可能性



三重県と三重大学とは、地方創生に関するさまざまな分野で連携を進めており、これまで大きな成果を上げてきている。また、県は、三重大学をはじめ県内高等教育機関が地方創生の核になる重要な存在であることを踏まえ、その魅力向上・充実に取り組んでおり、徐々に成果が上がりつつある。県と大学等の連携による地域課題解決に向けた取組をさらに進めるため、安定的な財源の確保が必要である。

（財源確保のイメージ）

地方創生のための大学等活性化基金の創設と拡大県版COC事業



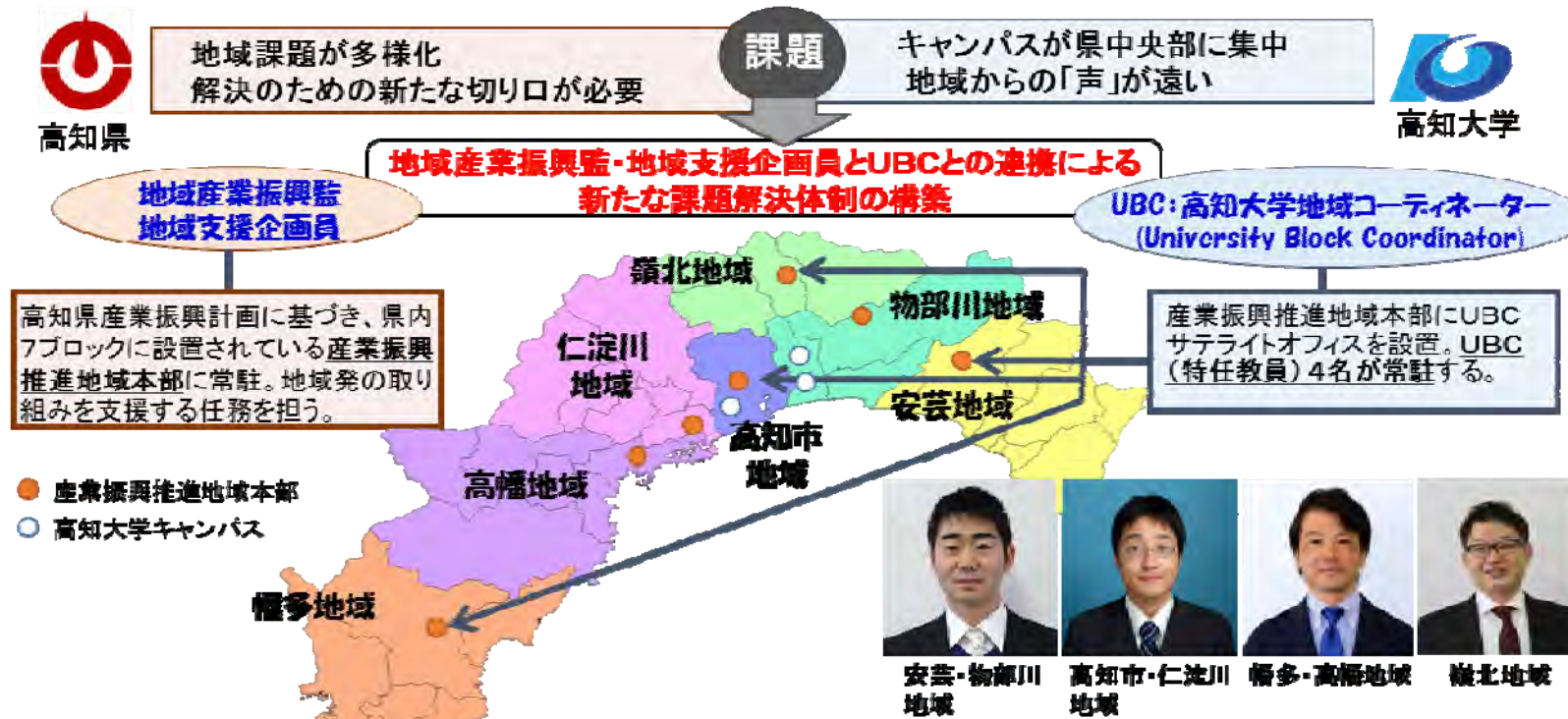
地域と大学との連携事例（高知大学・高知県）

WG（第7回）（H29.2.6）
高知大学 受田副学長 / 高知県
澤田副部長 配付資料より

1. 高知大学と高知県との連携による「地域課題解決」を通じた 地方創生



高知大学インサイド・コミュニティ・システム（KICS）



高知県地域課題に対する高知大学の貢献		
高齢化	全国より約10年先行する高齢化への対策	→ 人生の「セカンドステージ」を充実する学びの場の構築
中山間地域	暮らしの継持、地域の文化の継承、コミュニティの再生	→ 学生による実地研修、自発的な地域課題解決に向けた取り組み
産業の脆弱化	高知県産業振興計画の実行	→ 産学官連携による計画の促進
災害多発地域	防災分野の「ものづくり」活性化、ソフト対策の整備	→ 企業の技術開発や官のソフト対策に対する協力

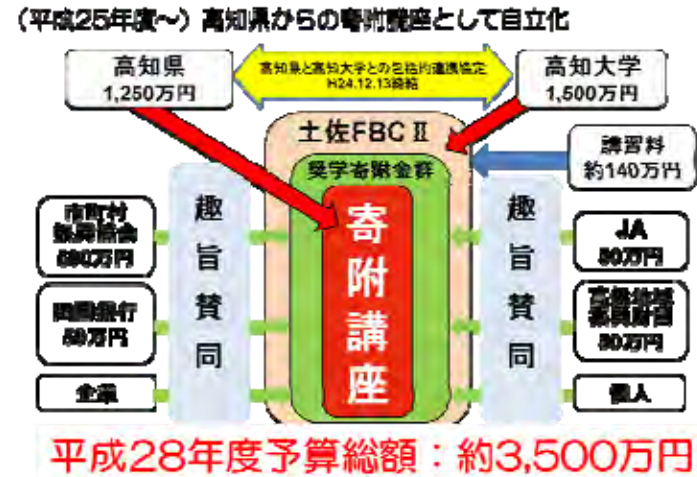
地域から高知大学に対する教育・研究・社会貢献活動への協力		
教育	学生の地域活動に対する理解と人的、資金的支援	→ 全学的なCOC教育の推進、県内各地における地域協働教育の展開
研究	教員との共同研究、研究に資する地域資源の提供	→ 地域志向研究の加速、研究成果の地域還元
社会貢献	大学による地域人材育成事業への人的、資金的支援	→ 地域の実情に合わせた教育プログラムの提供

2. 高知大学と高知県との連携による「人材育成」を通じた 地方創生



● 土佐フードビジネスクリエーター人材創出（土佐FBC）

（平成20～24年度）文部科学省大学技術連携推進事業「地域産生人材創出拠点の形成」
高知県の食料産業の中核を担う専門的人材及び
食料産業の拡充に資する基礎人材の育成



● 観光人材育成事業

平成29年度開始予定：文部科学省「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業」(COC+)

地域の観光まちづくりを主導的に推進できるマーケティングやマネジメント力、企画力等を備えた人材の育成

- 【事業検討機関】
高知大学、高知工科大学、高知県立大学、
高知県観光振興部、土佐経済同友会観光振興委員会、
日本航空機高知支店、四国銀行、
高知県観光コンベンション協会

● その他 高知大学への寄附講座（医学部）

寄附講座・プロジェクト	期間	金額
災害・救急医療学講座	平成26年4月1日～平成28年3月31日	2,000万円/年
家庭医療学講座	平成24年4月1日～平成29年3月31日	2,500万円/年

地域と大学との連携事例（高知大学・高知県）

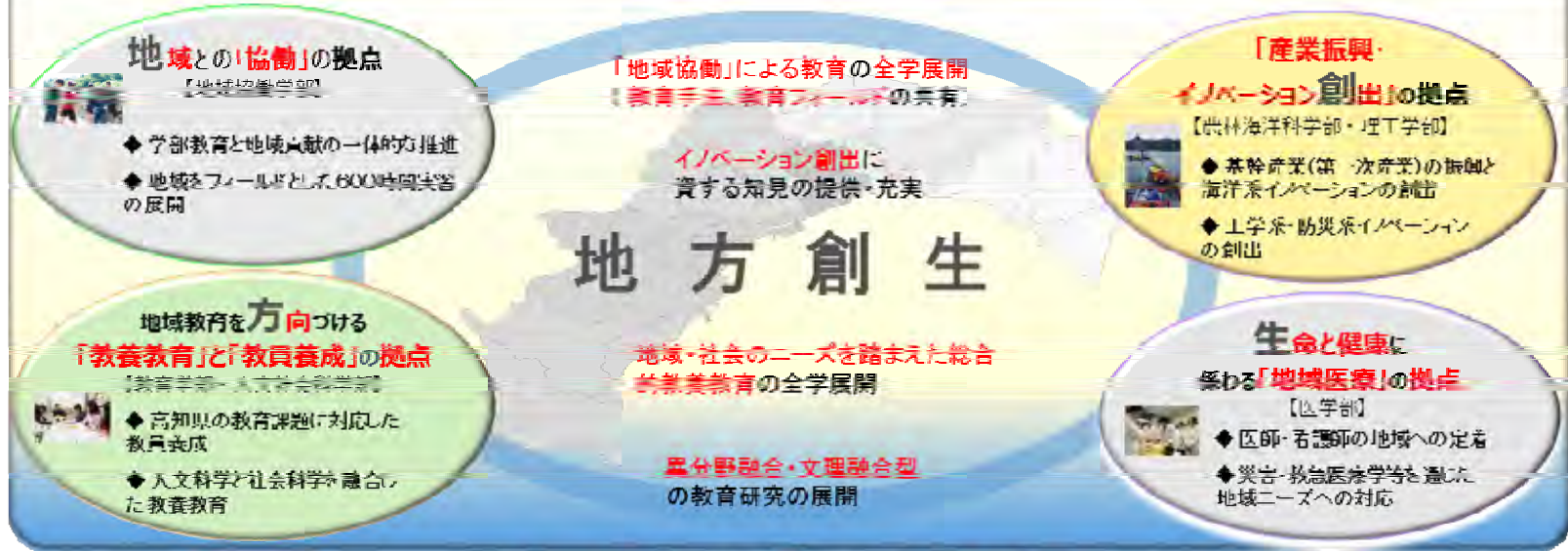
WG（第7回）（H29.2.6）
高知大学 受田副学長 / 高知県
澤田副部長 配付資料より



3. 高知大学の「教育組織改革」を通じた 地方創生



各学部の **強み・特色** を活かした「**地域の拠点化**」と「**有機的連携**」による **地域活性化**



地方創生 への取組を支える 基盤強化

地域連携の深化

- UBCの活動を通じ、地域課題の掘り起し、ニーズの把握と効果的なマッチング
- 「高知県産学官民連携センター（コプラ）」を運営、県内高等教育機関の連携
- 「地方創生推進工」認定による地域への人材の派遣（UIC）

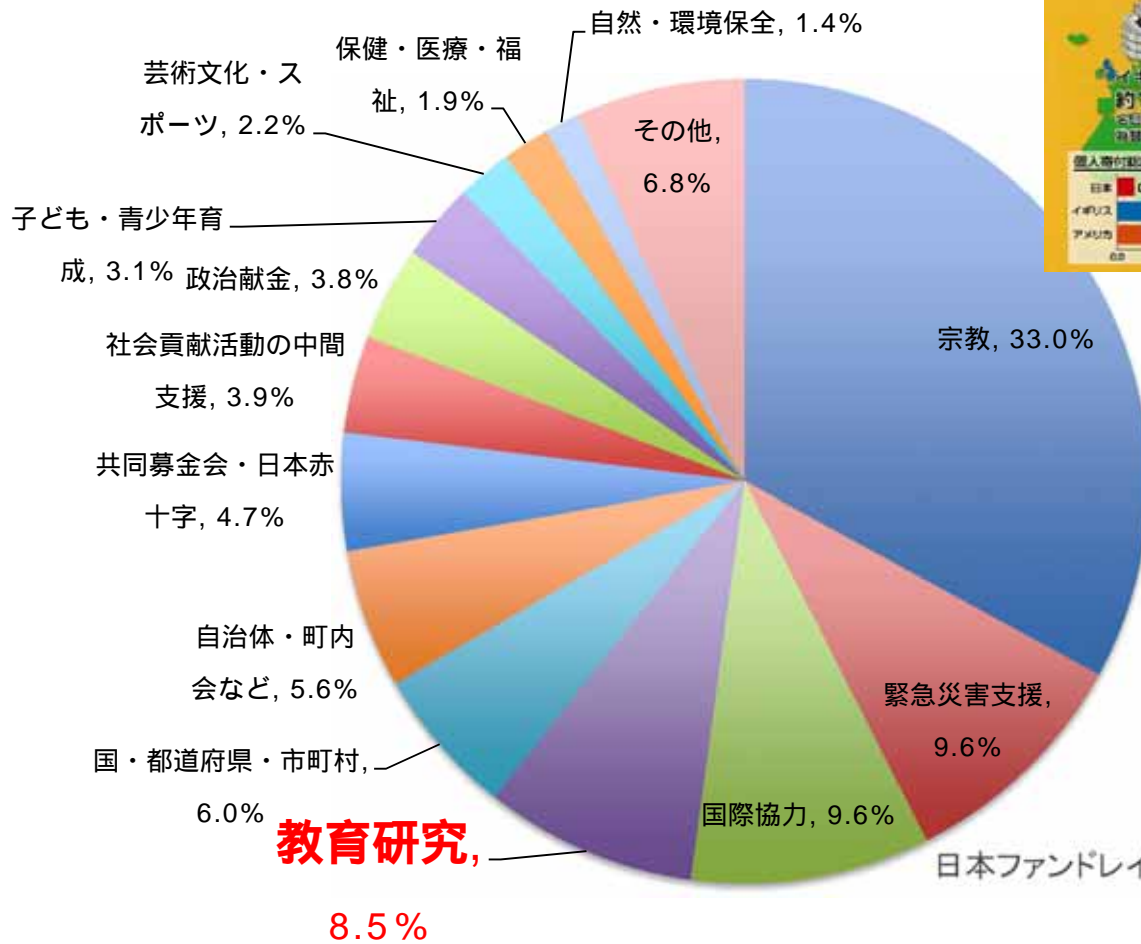
ガバナンス改革

- 学内資源（学生定員・教員ポイスト）の再配分
- 毎科制等の人事・給与システム改革
- 学長による学部長の指名

地域協働学部運営会議

日本の個人寄附の内訳

WG (第3回) (H28.12.9)
 (一財) ジャパンギビング
 佐藤代表理事 配付資料より



個人寄附総額 7,409億円

日本ファンドレイジング協会「寄附白書2015」

日本ファンドレイジング協会「寄附白書2013」

文部科学省所轄学校法人寄付金収入の推移

WG (第5回) (H29.1.13)
日本私立学校振興・共済事業団
河田理事長 配付資料より

○ 経済情勢の影響もあるため、一概には分析できないものの、寄附税制の拡充の効果等により学校法人に対する寄附は近年増加傾向にある。

寄付総額の推移(個人・法人からの現金・現物寄附の合計額)

大学法人 + 短大法人 合計額

単位:千円

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
寄附金収入額(A)	131,685,000	134,328,000	137,750,000	116,904,000	139,014,000	193,355,000

個人現金寄附額の推移

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

単位:千円



所得控除限度額
40%に引き上げ

税額控除導入

文部科学省作成資料
(H22年度は震災の影響によりデータがない)

研究開発実施機関に向けた寄附金税制の現状

		学校法人 (私立大学等)	公立大学法人	国立大学法人	国立研究 開発法人	公益社団 ・財団法人
所得税	所得控除 (寄附金額－2千円を所得控除。対象となる寄附金額は所得の40%が控除上限)	○	○	○	○	○
	税額控除 (寄附金額－2千円)×40%を税額控除。所得税の25%が控除上限)	○	△ (1)	△ (1)	×	○
法人税	損金算入(特増寄附枠) (所得×3.125%+資本等×0.1875%)	○ (直接寄附をした場合)			○	○
	全額損金算入	○ (私学事業団を通じた場合)	○	○	△ (2)	×

- ※1 経済的理由により修学が困難な学生等に対する①授業料減免、②奨学金、③留学支援、④TA・RA等の修学支援事業に限定。
 ※2 財務大臣の個別承認により、固定資産(土地・建物・装置等)の取得に限定。

法人の寄附金に対する税制優遇の日米比較

○ 日本の法人税の減税額イメージ

(課税法人所得: 10億円
 寄附金額: 1千万円
 法人実効税率^(注): 29.97%) の場合

(注) 法人実効税率は「法人実効税率の国際比較」
(財務省 2016年4月現在)による。

控除の種類	減税額 (寄附金額×実効税率)	寄附先			
		学校法人 (私立大学等)	公立大学法人	国立大学法人	国立研究 開発法人
損金算入	299.7万円	○	○	○	○

特増寄附上限額: 所得×3.125% + 資本等×0.1875%

○ 米国の法人税の減税額イメージ

(課税法人所得: 1千万USD
 寄附金額: 10万USD
 法人実効税率: 40.75%) の場合

控除の種類	減税額 (寄附金額×実効税率)	寄附先			
		私立大学	公立大学	国立大学	国立研究所
損金算入	40,750 USD	○	○	○	○

損金算入限度額: 所得×10% (寄附金の所得控除の対象となる団体は、アメリカ合衆国内国歳入庁(IRS)のホームページで公開)

個人の寄附金に対する税制優遇の日米比較

○ 日本の減税額イメージ(50歳、給与所得者、2015年分、詳細は次頁上段参照)

(総所得:1,000万円
 課税対象所得:592.7万円(夫婦世帯)
 寄附金額:10万円) の場合

控除の種類 (選択可)	減税額	寄附先			
		学校法人 (私立大学等)	公立大学法人	国立大学法人	国立研究 開発法人
所得控除	19,600円	○	○	○	○
税額控除	39,200円	○	△()	△()	×

経済的理由により修学が困難な学生等に対する①授業料減免、②奨学金、③留学支援、④TA・RA等の修学支援事業に限る。

○ 米国の減税額イメージ (50歳、給与所得者、2015年分、詳細は次頁下段参照)

(総所得:10万USD
 課税対象所得:7.19万USD(夫婦世帯)
 寄附金額:1千USD) の場合

控除の種類	減税額	寄附先			
		私立大学	公立大学	国立大学	国立研究所
所得控除	150 USD	○	○	○	○

(寄附金の所得控除の対象となる団体は、アメリカ合衆国内国歳入庁(IRS)のホームページで公開)

個人の寄附金に対する税制優遇の日米比較

(参考)

○ 日本の例

課税対象所得^(注1)

$$\begin{aligned} &= \text{総所得} - \text{給与所得控除} - \text{社会保険料等控除} - \text{基礎控除} - \text{配偶者控除} \\ &= 10,000,000\text{円} - 2,200,000\text{円} - 1,113,262\text{円}^{\text{(注2)}} - 380,000\text{円} - 380,000\text{円} \\ &= 5,926,738\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{所得控除の減税額} &: 19,600\text{円} (= (100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 0.20) \\ \text{税額控除の減税額} &: 39,200\text{円} (= (100,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 0.40) \end{aligned}$$

課税対象所得
に対する所得
税率(20%)

(注1) 日本の給与所得者の典型的な所得控除を計上(配偶者のみ扶養)。

(注2) 50歳の給与所得者で、標準報酬月額を65万円と仮定し、社会保険料自動計算ツールにより算出

○ 米国の例

課税対象所得^(注3)

$$\begin{aligned} &= \text{総所得} - \text{個人年金控除上限} - \text{標準控除相当額} - \text{人的控除} \text{ (一 寄附金)} \\ &= \$100,000 - \$6,500^{\text{(注4)}} - \$12,600^{\text{(注5)}} - \$4,000 \times 2\text{人} \text{ (一 \$1,000)} \\ &= \$72,900 \text{ (}\underline{\$71,900} \text{ (}\underline{\$1,000} \text{を寄附した場合))} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{米国連邦税} &: \$10,016 \text{ (at } \$72,900) \\ &\quad \$9,866 \text{ (at } \$71,900) \end{aligned}$$

課税対象所得に
対する2015 Tax Table
より引用

$$\text{所得控除の減税額} : \$150 (= \$10,016 - \$9,866)$$

(注3) 米国の所得控除は個人差が大きいため、基礎的な所得控除のみを計上(夫婦合算申告の場合)

(注4) 50歳以上の場合のIRA拠出金の所得控除上限

(注5) 米国の所得控除は、標準控除(定額)と項目別控除が選択できるが、寄附金が所得控除の対象となるのは項目別控除を選択した場合であり、かつ控除額の合計が標準控除額を超えた場合のみ有利となる。そのためここでは寄附金以外の項目別控除額の合計金額を標準控除相当額とし、寄附金分を別途差し引いた。

研究開発に係る税制（寄附金税制、研究開発税制等）の優遇措置に関する国際比較

【解説】

日本の研究開発実施機関（大学、研究開発法人、ベンチャー等）向けの税制優遇措置は、制度面において主要国と比べ概ね遜色ない。

税制 国	寄 附 金 税 制		研究開発税制	エンジェル税制* *:ベンチャー企業に投資した個人投資家の所得税減税
	法 人	個 人		
日	○:損金算入	○:所得控除/税額控除	○	○:所得控除(年間投資額の100%を上限)
米	○:損金算入	○:所得控除	○	×
英	○:損金算入	○:所得控除	○	○:税額控除(年間投資額の30%を上限)
仏	○:損金算入	○:税額控除	○	○:所得控除(年間投資額の18%を上限)
独	○:損金算入	○:所得控除	×	×
加	○:損金算入	○:税額控除	○	○:税額控除(年間投資額の15%を上限)
韓	○:損金算入	○:所得控除	○	○:所得控除(年間投資額の100%を上限)
中	○:損金算入	○:所得控除	○	×

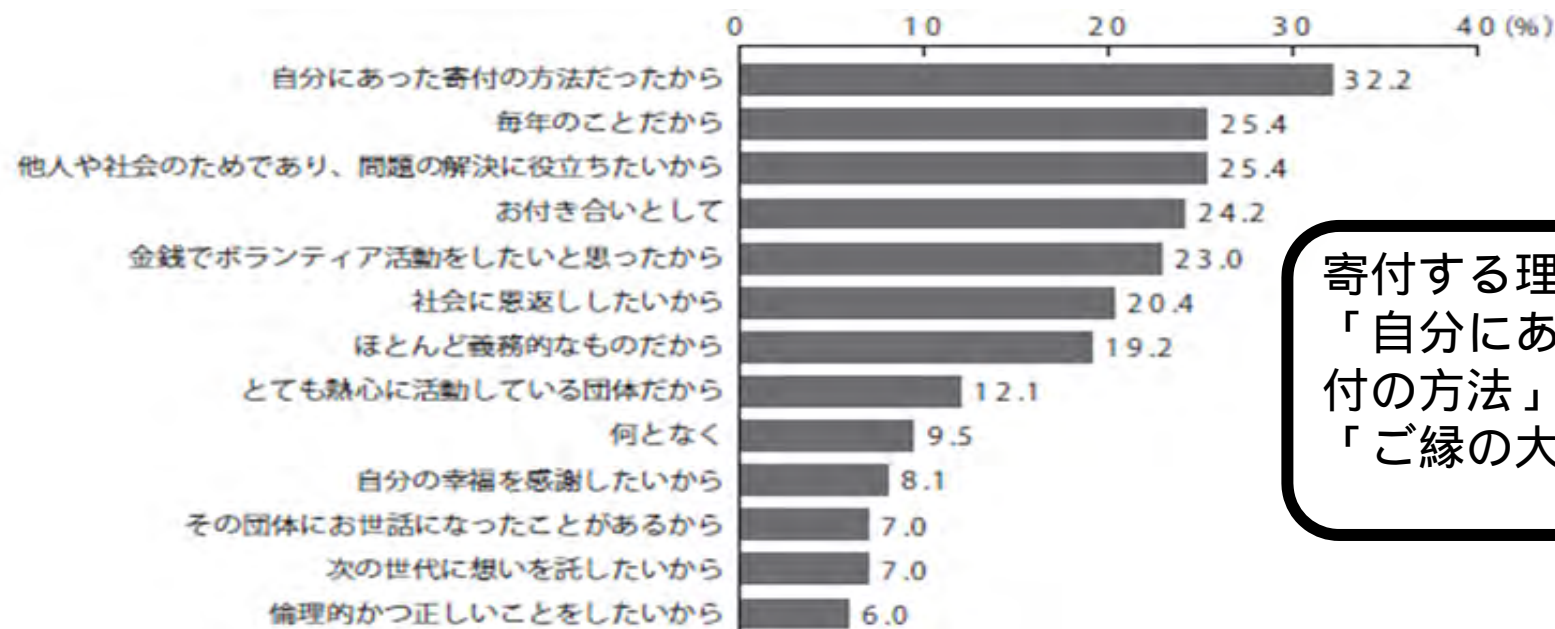
『イノベーションを促進する「税制」に関する調査分析』（平成26年度文部科学省委託調査）等をもとに内閣府参事官（イノベーション創出環境担当）が作成

日本の寄附と諸外国の寄附のギャップ

WG (第5回) (H29.1.13)
 日本ファンドレイジング協会
 鶴尾代表理事 配付資料より

国名	個人寄付
日本	6,931億円
アメリカ	約25兆円(2,289億ドル)
英国	約1兆6200億円(93億ポンド)
韓国	6,900億円(6兆9000億ウォン)

日本の法人寄付は7,168億円、米国法人寄付は1兆4500億円(以上2012寄付白書)



寄付する理由：
 「自分にあった寄付の方法」×
 「ご縁の大切さ」

助成財団の日米欧比較

WG (第5回) (H29.1.13)
日本ファンドレイジング協会
鶴尾代表理事 配付資料より

国名	助成財団数
日本	1,897 (助成財団センター把握分)
ヨーロッパ	114,000 (Europe Foundation Center調査)
米国	79,616 (independent Foundation数) 内、Family Foundation 38,671 ★49%のFamily Foundationは1年間に5万ドル以下の助成額 ★62%のFamily Foundationは百万ドル(1.2億円)以下の総資産

日米の財団トップ10比較

(単位 : 億円、百万ドル)

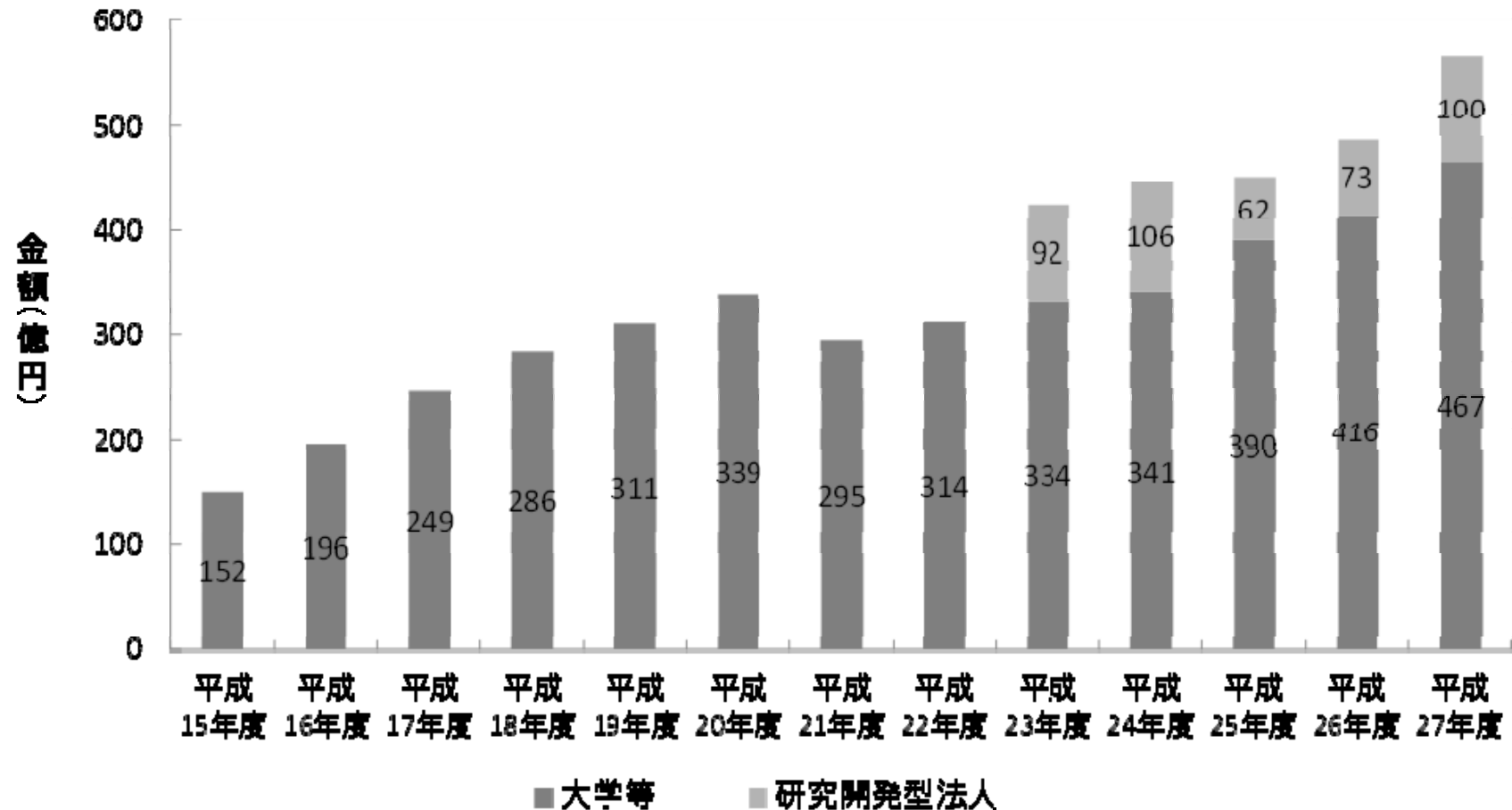
①民間資金を基に設立された団体

14	13	財団名	年間助成額	資産総額
1	-	日本財団	219.23	2943.92
2	2	日本教育公務員弘済会	43.46	336.31
3	-	JKA	40.69	614.47
4	5	武田科学振興財団	17.74	1218.09
5	6	三菱商事復興支援財団	12.05	24.81
6	7	上原記念生命科学財団	12.02	1199.32
7	10	ロータリー米山記念奨学会	10.40	81.67
8	12	交通遺児育英会	9.49	308.63
9	15	日本国際教育支援協会	7.43	71.06
10	-	トヨタ・モビリティ基金	7.40	9.94

表6 アメリカの上位20財団 年間助成額

財団名	年間助成額 (¥)	年間助成額 (\$)
1 Bill & Melinda Gates Foundation	3,989	3,321
2 The Abbvie Patient Assistance Foundation	1,025	853
3 The Bristol-Myers Squibb Patient Assistance Foundation, Inc.	974	811
4 Johnson & Johnson Patient Assistance Foundation, Inc.	855	712
5 Merck Patient Assistance Program, Inc.	825	687
6 Genentech Access To Care Foundation	817	680
7 Pfizer Patient Assistance Foundation, Inc.	802	668
8 GlaxoSmithKline Patient Access Programs Foundation	721	600
9 Ford Foundation	673	560
10 Lilly Cares Foundation, Inc.	605	503

大学・公的研究機関の企業からの研究費受入額



(注) 研究開発型法人のデータは、平成23年度以降のみ。

(出所) 大学等: 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」を基に作成。

研究開発型法人: 内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査」を基に作成。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)。

- ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。(本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。)
- ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。

